



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務六五)
 - 予防接種法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働九五)
 - 農地法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産五五)
 - 農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (同五六)
- 〔告 示〕
- 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 (総務三〇六)
 - 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 (同三〇七)
 - 無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件の一部を改正する件 (同三〇八)
 - 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣が不合理であるとする場合の電波の強度の値を定める件 (同三〇九)

九 六 八 七 四 三 二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 (法務四四九)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 (同四五〇、四五二)

○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令別表第一の一かじき等流し網漁業の項第三号の農林水産大臣が定める線を定める件 (農林水産一四七一)

○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第五条第四項の規定に基づき、申請書の様式を定める件の一部を改正する件 (同一四七二)

○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第十九条第四項の規定に基づき、届出書の様式を定める件の一部を改正する件 (同一四七三)

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件 (経済産業二二三)

三 三 三 三 三

〔資 料〕

四半期別GDP速報 (二次速報) (二〇一七 (平成二十九) 年四、六月期)
(内閣府)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人科学技術振興機構
平成二十八事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

係

会社その他

会社決算公告

三 三 三 三 三

第 2

周 波 数	電界強度の 実効値 (V/m)	磁界強度の 実効値 (A/m)	磁束密度の 実効値 (T)
10kHzを超え10MHz以下	83	21	2.7×10^{-5}

- 注 1 電界強度、磁界強度及び磁束密度は、それらの時間平均を行わない瞬時の値とする。
- 2 人体が電波に不均一にはく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。
- 3 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を放射する場合又は一の無線局が複数の電波を放射する場合は、電界強度、磁界強度及び磁束密度については表中の値に對する割合の和の値、又は国際規格等で定められる合理的な方法により算出された値がそれぞれ 1 を超えてはならない。

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を繰く全体に付した下線は注記である。

附 則

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この省令の施行の際、現に免許又は予備免許を受けている無線局の無線設備については、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、この省令の施行の日以後における空中線の取替え又は増設に係る無線設備については、この限りでない。

○厚生労働省令第九十五号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日 厚生労働大臣 加藤 勝信

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

改 正 後

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症 状	期 間
(略)	(略)	(略)
インフルエンザ	(略)	(略)

改 正 前

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症 状	期 間
(略)	(略)	(略)
インフルエンザ	(略)	(略)

- 注 4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を放射する場合又は一の無線局が複数の電波を放射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に對する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に對する割合の和の値がそれぞれ 1 を超えてはならない。

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		(略)
血小板減少性紫斑病	二十八日	(略)
注射部位壊死又は注射部位潰瘍	二十八日	(略)
蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		(略)
血小板減少性紫斑病	二十八日	(略)
蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十二条の二第四項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健

農地法施行規則の一部を改正する省令
農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第百三条（農地台帳に記録された事項の提供） (略)</p> <p>2 農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第一百一条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。</p> <p>3 農業委員会は、前二項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。</p>	<p>第百三条（農地台帳に記録された事項の提供） (新設) (略)</p> <p>2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。</p>

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第二百四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健

農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）
第一条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(令第八号第一項第三号イの農林水産省令で定める事業)</p> <p>第四条の四 令第八号第一項第三号イの農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(公益性が特に高いと認められる事業に係る施設)</p> <p>第四条の五 令第八号第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇二六 (略)</p> <p>二十六の二 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設で、第二十八号イから八までに掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>イ〇二 (略)</p>	<p>(令第八号第三号の農林水産省令で定める事業)</p> <p>第四条の四 令第八号第三号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(公益性が特に高いと認められる事業に係る施設)</p> <p>第四条の五 令第八号第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇二六 (略)</p> <p>二十六の二 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設で、第二十八号イから八までに掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>イ〇二 (略)</p>